

介護職員等特定処遇改善手当の支給について

令和元年10月から新たに運用が開始された、介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定処遇改善加算）は、内閣府が2017年12月に閣議決定した「新しい経済政策パッケージ」で提示されました。

特定処遇改善加算は、技能・経験のある、勤続年数の長い介護職員の処遇改善を目的としています。

加算分の配分については事業所の裁量が認められていますので、社会福祉法人幸風会ではその他の職種の職員も含めて、以下のルールで支給することとしております。

		対象者	支給基準月額
①経験技能のある介護職員	A	経験技能のある介護職員【法人内の通算経験年数10年以上（ただし、介護福祉士を取得していない職員はD）】	15,000円
	B	経験年数が他法人の経験年数（他分野・他業種は算定に入れない）を含み10年以上（ただし、介護福祉士を取得していない職員はD）	13,000円
②その他の介護職員	C	その他の介護職員（介護福祉士資格）	7,000円
	D	その他の介護職員（無資格）	5,000円
③その他の職種	E	①②以外のその他の職種	3,500円

注1） 10年以上の基準日は当該対象年度の初日とする。

注2） 契約職員および嘱託職員は基準額に常勤換算を掛けた額とする。

注3） 特定処遇改善加算の収入総額が職員の支払い総額に満たない場合・過払いの場合は、年度末に調整を行う。

支払総額が満たない場合・・・一時金で支給

支払総額が過払いの場合・・・支給基準月額を減額

注4） ①②以外のその他の職員で年収が440万円以上となる職員には支給しない。

注5） 特定処遇改善加算の算定対象の事業所の職員に支給するため、居宅介護支援事業所のケアマネジャー、サブセンターのソーシャルワーカー分には支給しない。